

第 24 期 第 18 回
別海町農業委員会総会議事録

令和3年11月29日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 1 8 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 3 年 1 1 月 2 9 日)

○開催日時 令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について(別海町農地移動適正化あっせん基準) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（24名）

会 長 27番 小 野 榮 一

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
3番	齊	藤	主	夫	4番	市	川	義	晴
5番	石	毛		剛	6番	藤	田	浩	義
7番	中	洞		薫	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	12番	中	村	繁	男
13番	小	島		敏	14番	羽	石	健	一
15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	宏	幸
18番	藤	井		実	19番	木	幡		誠
20番	浦	山	宏	一	21番	山	田	良	雄
22番	押	田	賢	二	23番	林	花	武	雄
					25番	竹		新	吉

○欠席委員（3名）

17番	阿	部	浩
24番	伊	藤	一吉
26番	信	夫	重勝

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	椋	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	佐	藤	大樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

8番	加	藤	真	純	9番	畠	山	友	子
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席 8 番 加 藤 真 純 ⑩

議席 9 番 畠 山 友 子 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 4 件、議案 5 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 18 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 24 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員は 17 番阿部委員、24 番伊藤委員、26 番信夫代理の 3 名でございます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。8 番加藤真純委員、9 番畠山委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 10 件ございます。1 号及び 2 号につきましては、本年 10 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係法令の規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。3 号から 10 号につきましては、農地売買等事業により北海道農業公社が買い入れた土地について、一時貸付を行う内容であります。旧所有者につきましては、

3号及び4号が[]さん、5号及び6号が[]さん、7号から10号が[]さんとなっております。今後の取扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]8番地の[]、[]。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第2号、あっせん候補者、同上。あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。次号から10号までの農地の所有者については同文ですので朗読を省略いたします。

第4号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第5号、あっせん候補者[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]、計[]m²。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第6号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第7号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。次号から10号までのあっせん委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第8号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第9号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、
計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]
[]円。

第10号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[]。あっせん対象地、[]－[]
外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借
で年間[]円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりましたので調整に当たられた委員の説明
を求めます。1号と2号につきましては15番加藤和広委員。3号と4号に
つきましては13番小島委員、5号と6号につきましては12番中村委員。
7号から10号につきましては16番内藤委員。それでは1号と2号につき
まして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。1号と2号は関連しているので同時に説明させて
いただきます。[]さんの跡地に[]さんが移転する案件なのですが、
その[]さんの土地を一時北海道農業公社が買い上げ、また、移転した[]
さんの本地の一部も北海道農業公社が買い上げるという案件ですのでよろし
くお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号と4号を13番小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

はい、3号と4号ですが[]さんが規模縮小するため所有している
土地をこの度、北海道農業公社に買い上げをしてもらい、5年後に[]さん、
それから[]さんが取得する案件です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、5号と6号を12番中村委員お願いいたします。

○12番 中村委員

はい、5号と6号の案件ですが[]さんの農地を離農に伴って
北海道農業公社が買い上げたところを、[]さんと[]さんに5年間
賃貸をするものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、7号から10号につきまして16番内藤委員お願いいたしま
す。

○16番 内藤委員

はい、報告いたします。もともと[]さんの農地で北海道農業公社が
買い上げたところを[]さん、[]さん、
[]、[]に5年間賃貸するものです。よろしく

お願いします。

○議長（小野会長）

報告第1号について委員説明が終わりました。それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。本件は1件ございます。農地所有者の申出により、新たに所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、 番地の 、
 。あっせん対象地、 － 、計 ㎡。
農地の所有者、 番地の 、 。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で
 円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここであっせんに当たられた委員の説明を求めます。1号について15番加藤和広委員、お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。先ほどの さんの土地の中で北海道農業公社が

買い上げできなかった土地を、直接 さんが取得する案件です。よろしく
お願いします。

○議長（小野会長）

報告第2号について委員説明が終わりました。それでは報告第2号につ
きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ござい
せんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認すること
に決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業
完了届について」を議題に供します。事務局より報告の朗読と内容の説明を
お願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届につ
いて。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了し
た旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和3年11月11日及び17日に現地調査を行
いました。報告内容について、第1号については砂の計画高6万1,294^{m³}
に対して出来高9,678^{m³}。第2号については土の計画高12,330^{m³}
に対して出来高9,950^{m³}であります。そのほかの事項につきましては、
申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。以上で報告
第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当た
られた委員の説明を求めます。1号につきましては19番木幡委員、2号につ
きましては8番加藤真純委員。それでは1号について19番木幡委員、お願
いします。

○19番 木幡委員

11月17日に羽石委員、藤井委員と事務局とで見てまいりました。きれ
いに整地されていて良好であると見てまいりました。継続して採るように段
差がついていましたけれども、問題ないと思って見てまいりましたので、よ

ろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号について8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、説明いたします。11月11日に中春別班で農地評価会議がありまして、その日にこの完了の案件も見させてもらいました。現地はほぼ良好に整地されておりました。次の継続案件の申請が上がっておりまして、播種の方は少し後になるようでした、以上です。

○議長（小野会長）

報告第3号の委員説明が終わりました。ここで、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は8件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。

本件は4件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、 番地の 、 。借人、
 番地の 、 。解約する土地、 — 外 筆、
計 m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和2年4月30日から令和12年4月29日。合意解約成立の日、令和3年10月18日。土地の引渡しの時期、令和3年10月19日。解約の理由、合意解約。

次号から4号までの利用権の種類、解約の理由については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、貸人、 番地の 、 。借人、
 番地の 、 。解約する土地、 — 外
 筆、計 m²。契約期間、令和元年6月25日から令和6年6月24日。合意解約成立の日、令和3年10月25日。土地の引渡しの時期、令和3年10月26日。

第3号、貸人、 番地の 、 。借人、
 番地の 、 。解約する土地、
 — 外 筆、計 m²。契約期間、令和2年6月23日から令和4年6月22日。合意解約成立の日、令和3年10月31日。土地の引渡しの時期、令和3年11月1日。

第4号、貸人、 番地の 、 。借人、
 番地の 、 。解約する土地、

— 外 筆、計 m²。契約期間、令和 3 年 6 月 23 日から令和 13 年 6 月 22 日。合意解約成立の日、令和 3 年 11 月 9 日。土地の引渡し時期、令和 3 年 11 月 10 日。

以上で議案第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 1 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 6 議案第 2 号

○議長（小野会長）

日程第 6 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第 3 条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第 1 号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、合計 m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、経営の主体である法人へ全地売り渡すものである。譲受人は、所有者から全地買い受けるものである。売買価格は 円で 1 ヘクタール当たり約 円です。

第 2 号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地 、 。許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、合計 m²。許可を受けようとする

る理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は、許可日から30年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人を設立するため申請するものである。貸借期間は、許可日から20年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間は、許可日から令和7年3月31日まで。賃貸価格は年間[]円で、1ヘクタール当たり約[]円です。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては14番羽石委員。2号と3号につきましては11番芳賀委員。4号につきましては18番藤井委員。それでは、1号につきまして14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、ご説明いたします。11月17日に現地を見て参りました。[]さんは数年前に酪農の営農は中止されましたが、その後、数戸で集まり[]を設立し、主に育成の預託経営を営んでいます。賃貸していた畑を今回売買するということです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号と3号を11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

2号につきましては、親子間の全地使用貸借です。息子の住所が[]になっていますが、こちらにも住宅を用意しています。地域ではリーダーのような存在として頑張っております。3号につきましては、[]さんが今回、農地所有適格法人を設立して営農を行っていくというものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号を18番藤井委員お願いいたします。

○18番 藤井委員

はい、説明いたします。11月17日に木幡委員と羽石委員と現地調査に行ってきました。平らで集約されていて良い農地でした。[]とは距離

的に若干離れてはいますが問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第2号につきまして委員の説明が終わりました。ここで議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第2号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]。面積、[]
[]²。契約内容、使用貸借。目的、農家住宅建設。計画内容、住宅外
[]²。転用基準、区分、1種。許可理由、農地法施行規則第38条及び
第39条第1号。土地利用計画、農振地。所有者氏名、[]
番地[]、農地所有適格法人、[] []。転
用者氏名、[] 番地の[]、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]。面積、[]
[]²。契約内容、賃借権。目的、砂採取。計画内容、砂採取
[] 5³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1
項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[] 番地の[]、
[]。転用者氏名、[] 番地、砂利採取販売業 []
[] [] []。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては5番石毛委員。2号につきましては8番加藤真純委員お願いいたします。

ここで、1号につきましては[]委員本人の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([] 番 [] 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは、1号につきまして5番石毛委員お願いいたします。

○5番 石毛委員

はい、説明いたします。[]委員の後継者の住宅を建設するという内容です。場所としては、以前に[]さんから買い入れた農地の一部で、[]委員の住宅等がある宅地から道路を1本挟んだ隣接地になります。面積も最小限で問題ないを見て参りました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第3号の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号の1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([] 番 [] 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開します。2号につきまして8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、ご説明いたします。一見すると優良な農地に見える場所ですが、採取地の北側に川があり、川に向かって傾斜がございます。採取後に畑の傾斜を直して、更新も行うといった内容でしたので問題ないを見てきました。以上です。

○議長（小野会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。ここで議案第3号の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号の2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第4号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第4号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本件は全部で19件ございます。内訳は、所有権の移転が6件、利用権の設定が13件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

所有権の移転の第1号から第3号までは報告第1号及び第2号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第1号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和3年11月30日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和4年1月11日。引渡し時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第6号までの利用目的、所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡し時期、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略します。

第2号、所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、同上。

第3号、所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、令和4年3月31日。

次号から第6号までの対価の支払い期限は同文ですので朗読を省略します。

第4号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 、計 m²。所有権の移転をする者、 番地の 、 。所有権の移転の内容、対価、 円。調整委員、大内委員と及川委員。

第5号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]―[]外[]筆、計[]m²。所有権の移転をする者、[]番地の[]、[]。所有権の移転の内容、対価、[]円。調整委員、同上です。

第6号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]―[]外[]筆、計[]m²。所有権の移転をする者、[]番地の[]、[]。所有権の移転の内容、対価、[]円。調整委員、信夫委員と石毛委員。

続いて利用権の設定です。

第1号から第8号までは報告第1号と内容が重複しますので、設定する利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和3年11月30日。終期、令和8年9月30日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第8号までの終期、借賃の支払い方法、次号から第11号までの始期、次号から第13号までの利用権の種類、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略します。

第2号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間[]円。利用権の設定をする土地における利用権の設定をする者以外の権原者等、釧路市緑ヶ岡5丁目6番9号、北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店 電力部長 多田 賢一。権原の種類、地役権。

第3号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間3[]円。

第4号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間[]円。

第5号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間[]円。

第6号、設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間[]円。

第7号、設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間[]円。

第8号、設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間[]円。

第9号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]―[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和6年6月24日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、藤田委員と林委員。

次号から第 13 号までの借賃の支払い方法については同文ですので朗読を省略します。

第 10 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の []、[]。利用権を設定する土地、中西別 310－4 外 5 筆、計 [] m^2 。利用権の設定をする者、[]番地の []、[]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和 13 年 11 月 29 日。借賃、年間 []円。調整委員、同上です。

第 11 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の []、[]。利用権を設定する土地、[]－[]外 []筆、計 [] m^2 。利用権の設定をする者、[]番地の []、[]。設定する利用権、内容、牧草畑、採草放牧地、農業用施設用地として利用。終期、令和 6 年 11 月 29 日。借賃、年間 []円。調整委員、小島委員と押田委員。

第 12 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の []、[]。利用権を設定する土地、[]－[]外 []筆、計 [] m^2 。利用権の設定をする者、[]番地の []、[]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、令和 3 年 12 月 1 日。終期、令和 8 年 11 月 30 日。借賃、年間 []万円。調整委員、木幡委員と及川委員。

第 13 号、利用権の設定を受ける者、[]番地 []、[]。利用権を設定する土地、[]－[]外 []筆、計 [] m^2 。利用権の設定をする者、[]番地の []、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和 3 年 11 月 30 日。終期、令和 13 年 6 月 22 日。借賃、年間 []円。調整委員、大内委員と及川委員。

以上で議案第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 4 号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第 1 号から 3 号につきましては報告第 1 号、第 2 号で説明済み、利用権設定の第 1 号から第 8 号につきましても報告第 1 号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権移転の 4 号と 5 号につきましては 10 番大内委員。6 号につきましては 5 番石毛委員。利用権設定の 9 号と 10 号につきましては 6 番藤田委員。11 号につきましては 13 番小島委員。12 号につきましては 19 番木幡委員。13 号につきましては 10 番大内委員。

ここで利用権設定の 12 号につきまして []委員に関する案件ですので農業委員会等に関する法律第 31 条及び別海町農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づく議事参与制限により一時退席を求めます。

（[]番 []委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは利用権設定の１２号につきまして１９番木幡委員説明をお願いいたします。

○１９番 木幡委員

説明いたします。継続案件であり、同条件で再設定するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは利用権設定の１２号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、利用権設定の１２号を原案のとおり許可することに決定します。ここで■■■■委員に対する議事参与制限を解除します。

（■■■番 ■■■委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開します。所有権移転の４号と５号を１０番大内委員お願いいたします。

○１０番 大内委員

説明いたします。■■■さんはクラスター事業による経営規模拡大を計画されておりまして、当初は自宅の施設周辺で牛舎を建設する予定でしたが、地盤があまり良くない土地であったため、別の建設予定地として、現在■■■さんから借りている畑を買い取ることとなりました。また、同規模の畑を逆に■■■さんから■■■さんに所有権移転することとなりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして６号を５番石毛委員お願いいたします。

○５番 石毛委員

■■■さんの畑に■■■さん名義の畑が食い込むような形で■■■筆ありましたので、今回■■■さんに所有権移転することとなりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして利用権設定の９号と１０号を６番藤田委員お願いいたします。

○６番 藤田委員

１０号から説明いたしますが、■■■さんは数年前に新規就農した方で農地は十分余っているということで、今回飛び地を貸したいという申し出が

あり、地域内で調整した結果、[]さんが借りるということになりました。その結果、9号の説明になりますが、[]さんは[]さんの畑を借りていましたが、そこが不要になったことから解約しまして、新たに[]さんが借りることとなりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして11号を13番小島委員お願いします。

○13番 小島委員

[]さんが今回離農されるということで、全地を[]さんに賃貸するという内容です。施設用地については、[]さんがロール置き場に利用したいということで双方合意の上、利用権設定しております。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして13号を10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

説明いたします。[]さんと[]さんはもともと賃貸していたのですが、先ほどの所有権移転の4号と5号で説明した地番について売買するということで、その地番を抜いて新たに新規設定の賃貸をするものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。ここで議案第4号の利用権設定の第12号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第4号の利用権設定の第12号を除きまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号の利用権設定の第12号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第5号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出され

たので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は3件の申請がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]m²。利用状況、山林。所有者、[]番地の[]、[]。

第2号、所在、[]—[]、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第3号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]m²。利用状況、山林及び原野。所有者、[]番[]、[]。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号と2号につきましては18番藤井委員。3号につきましては19番木幡委員。

それでは1号と2号につきまして18番藤井委員お願いいたします。

○18番 藤井委員

はい、説明いたします。まず1号ですが、国道沿いの場所で、見るからに山林でした。次に2号ですが、スタックサイロが置いてある場所であり、問題ないと見てきました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして3号を19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

説明いたします。数十年は利用されていないような状態で、山林原野と判断しました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定します。

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第18回総会を閉会します